



## 法令適用事前確認手続き（照会書）

令和2年6月9日

消費者庁 取引対策課 御中

照会者名 確定拠出年金株式会社  
代表取締役 徳永 守  
住 所 〒542-0081  
大阪市中央区南船場2丁目12番10号  
ダイゼンビル8階

### 【連絡先】

上記照会者代理人

〒541-0042

大阪市中央区今橋2丁目2番2号

南都銀行大阪北浜ビル7階

tel 06-6222-7770 fax 06-6222-7771

弁護士 山 下 良 策



消費者庁における法令適用事前確認手続きに関する細則の規定に基づき、  
下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象  
法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答にあたって必要とされ  
る場合にあっては、照会者名が公表されることに同意します。

記

### 1 法令名および条項

特定商取引に関する法律第38条1項

特定商取引に関する法律第39条1項

## 2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

照会者は次の事業を行うことを予定している。

- (1) 照会者は、資産の形成・運用の方法を学ぶことを目的とする塾を開講し、塾生に対して、経済・金融の仕組み、保険や簿記会計、税務などの基礎知識を段階的に学べるカリキュラムを提供し、これをインターネット上で受講できるようにする。学習の進度を測るテストも用意されている。  
入塾金は6万円（税別）。授業料は年間2万円（税別）を予定している。
- (2) 塾生はインターネット上の照会者のホームページで入塾の申込をする。  
他の申込方法はとらない。
- (3) 照会者は、自社の前記サービスを拡販するためのマーケティング手法としてアフィリエイトの仕組みを利用する。  
すなわち、
  - ① 照会者はアフィリエイターを募集し、所定の要件を満たした応募者は照会者のアフィリエイターとして登録される。アフィリエイターは初回に登録料10万円（税別）を負担するほか、その後一年ごとに更新料として年3万円（税別）を支払う。他に負担はない。
  - ② アフィリエイターは自らのサイト・ブログ・SNSなどに照会者の広告を掲載し、照会者のサービスを紹介する。
  - ③ アフィリエイターが掲載した広告から入塾申し込みがあり、照会者の定める成果条件を満たした場合、照会者からアフィリエイターに対し成果報酬が支払われる。
- (4) アフィリエイターは、アフィリエイターになろうとする者を照会者のために勧誘し、アフィリエイター登録をあっせんすることができる。  
(以下、勧誘をしたアフィリエイターを「A」といい、Aの勧誘を受けて登録したアフィリエイターを「B」という。)  
照会者において、AはBの上位者、BはAの下位者として登録される。  
同様に、Bは、アフィリエイターになろうとする者を照会者のために勧誘し、アフィリエイター登録をあっせんすることができる。  
(以下、Bの勧誘を受けて登録したアフィリエイターを「C」という。)  
照会者において、CはBの下位者として登録され、ひいてはAの下位者として登録される。

このように照会者において登録されるアフィリエイターは、だれしも当該登録者を勧誘したアフィリエイターの後順位に登録され、A、B、Cと順に後順位者が続く階層構造で登録される。

もっとも、アフィリエイターは、他のアフィリエイターをあっせんしたことによる対価（紹介料その他名目のいかんを問わない）を一切取得しない。アフィリエイターは登録料や更新料を照会者に支払うが、このアフィリエイターが提供する登録料や更新料の全部又は一部が勧誘したアフィリエイター又はその先順位者に利益として配分されることはない。

- (5) Bが掲載した広告から入塾申し込みがあり、照会者の定める成果条件を満たした場合、照会者からBに対し成果報酬が支払われるほか、先順位者であるAに対しても所定の報酬プランに基づいて成果報酬が支払われる。  
Cが掲載した広告から入塾申し込みがあり、照会者の定める成果条件を満たした場合、照会者からCに対し成果報酬が支払われるほか、先順位者であるA及びBに対しても所定の報酬プランに基づいて成果報酬が支払われる。

以下同様に、後順位にあるアフィリエイターが掲載した広告から入塾申し込みがあり、照会者の定める成果条件を満たした場合、当該広告を掲載したアフィリエイターのみならず、その先順位にあるアフィリエイターに対しても所定の報酬プランに基づいて成果報酬が支払われる。

但し、無限に階層が広がるわけではなく、各々のアフィリエイターは、自らが直接に勧誘したアフィリエイターの数に応じて、報酬計算に組み入れられるアフィリエイターの数に上限がある。

- (6) アフィリエイターに支払われる成果報酬は、入塾者が支払う入塾金及び授業料により生じる。照会者において、どのアフィリエイターが掲載した広告から入塾申し込みがなされたのかを確認することができ、当該広告を掲載したアフィリエイター並びにその先順位者の成果報酬を計算して各々のアフィリエイターに支払うことになる。
- (7) なお、アフィリエイターは塾生徒として契約することではなく、照会者に対して入塾料や授業料を支払うことはない。
- (8) アフィリエイトの仕組みは、インターネットによる広告宣伝の手法のひとつとして広く取り入れられているマーケティング手法である。

広告が一度に複数のメディアに掲載され、消費者が目にする機会が増えるので、広告主の商品やサービスの販売につながりやすくなるというメリットがある。この手法を用いる場合、メディアの数をいかに増やすことができるかという点に核心がある。照会者においては、広告を掲載するアフィリエイターの数を増やすために、アフィリエイターにアフィリエイターを勧誘してもらってアフィリエイターの数（メディアの数）を増やす構想をもっている。

以上のアフィリエイトの仕組みは、マーケティング手法のひとつとして照会者が実現しようとするものであるが、アフィリエイターが階層構造をなして成果報酬を受け取る点が連鎖販売取引に似ている。

前記アフィリエイトの仕組み（正確に表現すれば前記アフィリエイターが行う取引）が特定商取引法に定める連鎖販売取引と解されて、同法の適用対象となれば同法に規定する種々の義務を課されることとなり、ときには指示（法38条）や取引停止命令（法39条）等の行政処分の対象ともなるので、特定商取引に関する法律（連鎖販売取引）の適用があるかどうかをあらかじめ確認するため、本照会をするものである。

### 3 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

本照会に関し、前記アフィリエイターが行う取引は、特定商取引に関する法律第33条1項に定める連鎖販売取引に該当しないものと判断する。

その理由は以下のとおりである。

(1) アフィリエイターは、照会者のためにアフィリエイターになろうとする者を勧誘して、アフィリエイター登録をするようにあっせんする行為をしている。自ら商品やサービスを提供する取引をしているわけではない。

アフィリエイターの取引を、法33条1項に規定する取引類型に当てはめると、同種役務の提供のあっせん型に該当すると考えられる。

そうすると、アフィリエイターが行う取引が連鎖販売取引に該当するか否かは、アフィリエイターが『同種役務の提供のあっせんをする者を、特定利益を收受しうることをもって誘引し、その者と特定負担を伴う同種役務の提供のあっせんに係る取引』をしているか否かを検討して判断すればよいことになる。（上記破線部分が連鎖販売取引の定義）

(2) ここで着目すべきは「特定利益」である。「特定利益」の定義は法33条1項に規定するほか、特定商取引に関する法律施行規則第24条に定められている。要するに特定の者が提供する取引料、商品代金・役務の対価などにより生じる利益をいうとされている。

ここでいう特定の者とは、同種役務の提供のあっせん型に沿って表現するなら、『その役務の提供のあっせんをする他の者』である。他の者は勧誘の相手方以外の者を指す。

つまり、アフィリエイターが勧誘する相手方であるアフィリエイター以外のアフィリエイターが提供する取引料、商品代金・役務の対価により生じる利益であることが「特定利益」の要件である。

(3) この点、前記アフィリエイトの仕組みにおいては、アフィリエイターが他のアフィリエイターを勧誘しても、勧誘それ自体によって何らの対価も生じない。先順位者の勧誘を受けて登録した後順位のアフィリエイターは登録料及び更新料を支払うが、この登録料等が先順位者に利益として配分されるわけではない。

アフィリエイターは、入塾申込をした入塾者が支払う入塾金及び授業料を源泉として、これから生じる利益を成果報酬として受け取るのである。アフィリエイターが收受する利益は、後順位のアフィリエイターが提供する取引料、商品代金・役務の対価により生じるものではない。

(4) なお、アフィリエイターが入塾申し込みをして塾生徒になることはないから、入塾者が支払う入塾金や授業料を、アフィリエイターが提供する取引料や商品代金・役務の対価と同視できる余地はない。

(5) 他方、塾生徒は、アフィリエイターの勧誘をしないから、塾生徒が『その役務の提供のあっせんをする他の者』に該当することはない。

(6) 以上を要するに、法は、リクルートにより得られる利益を特定利益として規定しているのであるが、照会者が実現しようとするアフィリエイトの仕組みでは、アフィリエイターはリクルートによる利益を一切得ていな

アフィリエイターは、勧誘行為とは無縁の第三者である塾生徒が提供した金品より生じる利益から成果報酬を受け取るのであって、その報酬はインターネットによる広告宣伝の成果報酬にはかならない。

アフィリエイターが收受する利益は、法が想定している「特定利益」に当たらないといえる。

- (7) そうすると、アフィリエイターが他のアフィリエイターを勧誘することは「特定利益を收受しうることをもって誘引し」という要件には該当しないことになる。
- (8) したがって、前記アフィリエイターが行う取引は、特定商取引に関する法律第33条1項に定める連鎖販売取引に該当しない。

#### 4 公表の延期の希望

公表の延期を希望しません。

#### 5 連絡先及び連絡方法

照会者代理人宛て【連絡先】に電話又は郵送にてご連絡をください。

回答は、回答通知書を照会者代理人宛てに郵便でお送りください。

以上